

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2019-189335

(P2019-189335A)

(43) 公開日 令和1年10月31日(2019.10.31)

(51) Int.Cl.
B65D 43/10 (2006.01)

F I
B65D 43/10

テーマコード(参考)
3E084

審査請求 未請求 請求項の数 5 O L (全 7 頁)

(21) 出願番号 特願2018-87293 (P2018-87293)
(22) 出願日 平成30年4月27日 (2018.4.27)

(71) 出願人 000006909
株式会社吉野工業所
東京都江東区大島3丁目2番6号
(74) 代理人 100076598
弁理士 渡辺 一豊
(74) 代理人 100165607
弁理士 渡辺 一成
(74) 代理人 100196690
弁理士 森合 透
(72) 発明者 坂本 智
東京都江東区大島3丁目2番6号 株式会
社吉野工業所内
Fターム(参考) 3E084 AA05 AA14 AA24 AB10 BA01
CA03 CC03 DA03 DB13 DC03
FA09 FC07 GA08 GB12 LD30

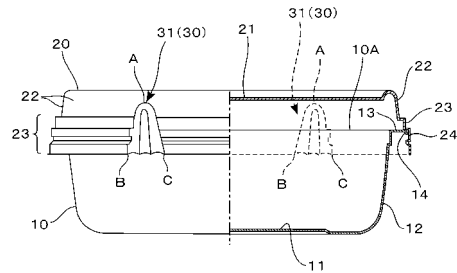
(54) 【発明の名称】 蓋付き容器

(57) 【要約】

【課題】 簡単な構成により、蓋体と容器本体との係合を容易に解除し、蓋体を簡単に開けることのできる蓋付き容器を創出することを課題とする。

【解決手段】 開口端(10A)を形成する容器側周壁(12)の外周面に被係止部(14)が形成された容器本体(10)と、容器側周壁(12)に嵌合する蓋側周壁(22)の内周面に被係止部(14)に係合する係止部(24)を有して開口端(10A)に装着されると蓋体(20)を備える蓋付き容器であって、蓋側周壁(22)に、径方向外側に向けて変形可能な変形部(30)が設けられている構成とする。

【選択図】 図2



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

開口端（10A）を形成する容器側周壁（12）の外周面に被係止部（14）が形成された容器本体（10）と、前記容器側周壁（12）に嵌合する蓋側周壁（22）の内周面に前記被係止部（14）に係合する係止部（24）を有して前記開口端（10A）に装着されると蓋体（20）を備える蓋付き容器であって、

前記蓋側周壁（22）に、径方向外側に向けて変形可能な変形部（30）が設けられていることを特徴とする蓋付き容器。

【請求項 2】

容器本体（10）及び蓋体（20）は共に長手方向に沿う長辺と前記長手方向と直交する短手方向に沿う短辺とを有して平面視長形状に形成されており、前記短辺側に係止部（24）が形成され、前記長辺側に変形部（30）が形成されている請求項 1 記載の蓋付き容器。

10

【請求項 3】

変形部（30）が、対向配置された一对の長辺で且つ前記長各辺の中央部を挟んで間隔を設けた 2 箇所位置に夫々形成されている請求項 2 記載の蓋付き容器。

【請求項 4】

変形部（30）が、高さ方向の上端部を支点として下端側が開くように構成されている請求項 1 乃至 3 のいずれか一項に記載の蓋付き容器。

20

【請求項 5】

変形部（30）が、弾性変形可能に構成されている請求項 1 乃至 4 のいずれか一項に記載の蓋付き容器。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、蓋体と容器本体との係合を容易に解除し、蓋体を容器本体から取り外す際の操作性を向上させる蓋付き容器に関する。

【背景技術】**【0002】**

特許文献 1 に記載の容器は、容器本体 11 と蓋体 12 の少なくとも一方に、揺動自在に一体連結されると共に引き起こしにより容器の吊り下げを可能とする吊下げ部 3 を備える構成とすることにより、冷蔵庫の収納部内のデッドスペースを有効活用できるようにしたというものである。

30

特許文献 1 に記載の容器では、容器本体 11 側の周壁部 14 の上部に設けられた嵌合壁 17 外面には全周に亘ってまたは間欠的に嵌合リップ 19 が形成され、また蓋体 12 側の垂下壁 22 の内面にも図示しない嵌合リップが形成されており、これら容器本体 11 側の嵌合リップ 19 と蓋体 12 側の嵌合リップとを嵌合させることにより閉塞状態とすることが可能となっている。

【先行技術文献】**【特許文献】**

40

【0003】

【特許文献 1】特開 2017 - 81634 号公報

【発明の概要】**【発明が解決しようとする課題】****【0004】**

しかし、上記特許文献 1 に記載の蓋付き容器においては、蓋体を容器本体に嵌合させた閉塞状態から、蓋体を取り外す際の操作性に改善の余地があった。

【0005】

本発明は、上記した従来技術における問題点を解消すべく、簡単な構成により、蓋体と容器本体との係合を容易に解除し、蓋体を容器本体から取り外す際の操作性を向上させた

50

蓋付き容器を創出することを課題とする。

【課題を解決するための手段】

【0006】

上記課題を解決するための手段のうち、本発明の主たる手段は、

開口端を形成する容器側周壁の外周面に被係止部が形成された容器本体と、容器側周壁に嵌合する蓋側周壁の内周面に被係止部に係合する係止部を有して開口端に装着されると蓋体を備える蓋付き容器であって、蓋側周壁に、径方向外側に向けて変形可能な変形部が設けられていることを特徴とする、と云うものである。

本発明の主たる手段では、容器本体に嵌合している蓋体を持ち上げると、蓋体の蓋側周壁に設けられている変形部を変形させることができるため、蓋体側の係止部と容器本体側の被係止部の係合を容易に解除することができる。

10

【0007】

また本発明の他の手段は、主たる手段に、容器本体及び蓋体は共に長手方向に沿う長辺と長手方向と直交する短手方向に沿う短辺とを有して平面視長形状に形成されており、短辺側に係止部が形成され、長辺側に変形部が形成されている、との手段を加えたものである。

上記手段では、短辺側に設けた係止部と長辺側に設けられた被係止部との係合によって容器本体と蓋体との嵌合を達成し、長辺側に設けた変形部によって係止部と被係止部との係合を解いて開蓋を達成し得る。

20

【0008】

また本発明の他の手段は、上記手段に、変形部が、対向配置された一对の長辺で且つ長各辺の中央部を挟んで間隔を設けた2箇所の位置に夫々形成されている、との手段を加えたものである。

上記手段では、長手方向の左右両側において容器本体と蓋体との間における係合を達成できると共に、左右両側のいずれか又は両方の係合を解除することで開蓋を達成し得る。

【0009】

また本発明の他の手段は、上記いずれかの手段に、変形部が、高さ方向の上端部を支点として下端側が開くように構成されている、との手段を加えたものである。

上記手段では、片手で操作するだけで、蓋側周壁に形成されている変形部が略扇状に開いて蓋体を変形させることが可能となるため、係止部と被係止部との係合を簡単に解除することができる。

30

【0010】

また本発明の他の手段は、上記いずれかの手段に、変形部が、弾性変形可能に構成されている、との手段を加えたものである。

上記手段では、また開蓋後に蓋体から指を離すと、弾性変形していた変形部が元の閉じた状態に復元しようとするため、蓋体を元の閉じた状態に戻す操作を行わなくとも蓋体を閉じることができる。

【発明の効果】

【0011】

本発明は、上記した構成となっているので、以下に示す効果を奏する。

40

蓋側周壁に変形部を設けるという簡単な構成により、蓋体と容器本体との係合を容易に解除することが可能となるため、蓋体を容器本体から取り外す際の操作性を向上させることができる。

【図面の簡単な説明】

【0012】

【図1】本発明の第1実施例を示す蓋付き容器の平面図である。

【図2】第1実施例の蓋付き容器を長辺側から示す半断面図である。

【図3】開蓋時の動作を示す図2同様の半断面図である。

【図4】本発明の第2実施例を示す蓋付き容器の平面図である。

【図5】第2実施例の蓋付き容器を長辺側から示す半断面図である。

50

【図6】本発明の第3実施例を示す蓋付き容器の平面図である。

【図7】第3実施例の蓋付き容器を長辺側から示す半断面図である。

【発明を実施するための形態】

【0013】

以下、本発明の実施の形態について図面を参照しつつ説明する。

本発明の蓋付き容器は、例えばバター、マーガリン、ピーナッツバター等の内容物、あるいはウェットティッシュ、掃除用のウェットペーパー等の内容物を収容するための容器であり、例えば合成樹脂製の薄いシートを加熱軟化させ後、シートと金型との空間を真空状態にして金型に密着させることにより成形されるものである（シート成形）が、その他、薄肉のインジェクション成形などその他の方法で成形されるものであっても良い。

10

尚、以下においては、平面視略直形状からなる蓋付き容器の長辺に沿う図示横方向を長手方向とし、短辺に沿う図示縦方向を短手方向として説明する。

【0014】

最初に、本発明の第1実施例について図1乃至3を参照しつつ説明する。

本発明の第1実施例として示す蓋付き容器は、内容物を収容する容器本体10と、この容器本体10の開口端10Aに嵌合する状態で装着されて容器本体10を閉蓋状態に設定可能な蓋体20とを有して構成されている。

【0015】

容器本体10は、角部に丸みを持たせて形成された平面視略長形状の底壁11と、この底壁11の四辺（2つの短辺と2つの長辺）から上方に連設されて上端に開口端10Aを形成する容器側周壁12と、開口端10Aに周設されたフランジ部13とを有して形成されている。フランジ部13の先端は径方向外側に向かって突出する被係止部14とされている。尚、明細書における径方向外側とは、容器本体10の内部中心を基準としてフランジ部13側に向かう方向を意味する。

20

【0016】

蓋体20は、角部に丸みを持たせて形成された平面視略長形状の頂壁21と、この頂壁21の四辺（左右の短辺と前後の長辺）から垂下設された蓋側周壁22とを有して構成され、蓋側周壁22の下端は複数の段差から成る段差部23が設けられている。蓋側周壁22を構成する段差部23の内周面の4箇所には、容器本体10側のフランジ部13の被係止部14に対して係合可能な係止部24が形成されている。図2及び図3に示すように、この係止部24は断面略コの字形状を有して形成されており、容器本体10側のフランジ部13の先端に突設された被係止部14に係合することが可能となっている。

30

【0017】

また長辺側の前側（正面側）の蓋側周壁22上で、中央部を挟んで左右に間隔を設けた2箇所の位置（蓋体20の角部近傍の位置）には、変形部30が夫々形成されており、この変形部30は短手方向において対向する後側（背面側）の蓋側周壁22にも同様に形成されている（全部で4箇所）。

図2に示すように、第1実施例に示す変形部30は、蓋側周壁22及び段差部23の一部を波状に成形した蛇腹31によって構成され、蓋側周壁22上に段差部23を高さ方向に横断する形で配置されている。また変形部30は、下部側の蛇腹31の波長の方が、上部の蛇腹31よりも長い波長となるように構成されると共に全体が平面視略二等辺三角形状（又は略扇状）に形成されており、図3に示すように、変形部30は弾性変形可能であり、略二等辺三角形の高さ方向の上端部の頂点部Aを支点として下端側となる略二等辺三角形の底辺BC側が長手方向（径方向外側）に沿って略扇状に大きく開くことができるように構成されている。

40

【0018】

図2に示すように、蓋体20を容器本体10の開口端10Aに装着して下方に押し込むと、4箇所の位置において蓋体20側の係止部24が容器本体10側の被係止部14を乗り越えて夫々係合することにより、蓋体20と容器本体10とが嵌合する閉蓋状態に設定することができる。

50

【0019】

次に、蓋体20を開く開蓋状態にするには、図3に示すように、蓋体20の頂壁21の中央部近傍を、例えば第1の指（親指を除く4本の指又はこれらのいずれかの指）以下同様F1で押しながら、少なくとも一方の短辺側の蓋側周壁22の下端を第2の指（親指、以下同様）F2で持ち上げる操作を行う。すると、変形部30が上部側の頂点部Aを支点として底辺BC側が長手方向に略扇状に大きく開き、蓋体20は上方に向かって弾性変形するので、操作を行った一方の短辺側において蓋体20側の係止部24と容器本体10側の被係止部14との係合を容易に解除することができる。よって、蓋体20をそのまま持ち上げるにより開蓋状態とすることができる。このように、本発明の蓋付き容器では、片手の操作だけで簡単に開蓋状態とすることが可能である。

10

また開蓋後に蓋体20から指を離すと、略扇状に開いていた蛇腹31が復元変形して元の閉じた状態（図2参照）に戻るため、蓋体20を元の閉じた状態に戻すための操作を不要にできる。

【0020】

次に、本発明の第2実施例について図4及び図5を参照しつつ説明する。

第2実施例に示す蓋付き容器が、上記第1実施例と異なる点は変形部30の構成にあり、その他の構成及び効果は上記第1実施例同様である。よって、以下においては主として上記第1実施例と異なる点について説明する。

第2実施例に示す変形部30は、蓋側周壁22の一部を、段差部23を高さ方向に渡って横断する凹部32で構成したものである。このように変形部30を凹部32で形成した場合には、蓋側周壁22側に変形部30が突出しない構成とすることができる。尚、変形部30を凸部で構成とすることも可能である。

20

【0021】

第2実施例に示す蓋付き容器においても上記第1実施例同様に、図5において実線で示す閉蓋状態から蓋体20の頂壁21の中央部近傍を、例えば第1の指F1で押しながら、少なくとも一方の短辺側の蓋側周壁22の下端を第2の指F2で持ち上げるにより、蓋体20を破線で示すように弾性変形させることができる。

すなわち、蓋側周壁22の下端を第2の指F2で持ち上げると、凹部32で形成された変形部30が長手方向に伸張して略扇状に開くように変形する。よって、蓋体20上方に向かって変形するので、蓋体20側の係止部24と容器本体10側の被係止部14との係合が解除され、片手の操作だけで簡単に開蓋状態とすることが可能となる。

30

また第1実施例同様に、開蓋後に蓋体20から指を離すと、略扇状に開いていた凹部32が復元変形して元の閉じた状態に戻るため、蓋体20を元の閉じた状態（図5の実線参照）に戻すための操作を不要にできる。

【0022】

次に、本発明の第3実施例について図6及び図7を参照しつつ説明する。

第3実施例に示す蓋付き容器が、上記第1及び第2実施例と異なる点も変形部30の構成にあり、その他の構成及び効果は上記第1又は第2実施例同様である。よって、以下においては主として上記第1又は第2実施例と異なる点について説明する。

第3実施例に示す変形部30は、蓋側周壁22の一部を、段差部23を高さ方向に切り欠いたスリット33で形成したものである。

40

第3実施例に示す蓋付き容器においても上記第1及び第2実施例同様に、図7において実線で示す閉蓋状態から蓋体20を破線で示すように変形させることができる。

すなわち、蓋側周壁22の下端を第2の指F2で持ち上げると、蓋体20側の頂壁21が略「く」の字形状（図7の破線参照）に変形すると共に、蓋側周壁22に設けられた変形部30はスリット33が長手方向に開くように変形する。特に変形部30は長手方向に略扇状に開いて蓋体20が上方に向かって変形する。よって、上記同様に蓋体20側の係止部24と容器本体10側の被係止部14との係合が解除され、片手の操作だけで簡単に開蓋状態とすることができる。

また第3実施例では、略「く」の字形状に変形していた頂壁21の復元力によって、蓋

50

体 20 は元の閉じた状態（図 7 の実線参照）に戻る。あるいは、蓋体 20 の変形した部分の自重や操作者の操作によって蓋体 20 を元の閉じた状態（図 7 の実線参照）に戻すようにしても良い。

【0023】

以上、実施例に沿って本発明の構成とその作用効果について説明したが、本発明の実施の形態は上記実施例に限定されるものではない。

例えば、上記第 1 乃至第 3 実施例では、対向配置された係止部及び被係止部を、長手方向左右両側の短辺の 2 箇所にした場合を示して説明したが、本発明は上記各実施例に限定されるものではなく、長手方向のいずれか一方の短辺にのみ設けられる構成でもよく、さらには 1 箇所以上に設けられる構成であれば良い。

10

【0024】

上記第 1 乃至第 3 実施例では、第 1 の指 F1 を、親指を除く 4 本の指又はこれらのいずれかの指とし、第 2 の指 F2 を親指として説明したが、親指を第 1 の指 F1 とし、親指を除く 4 本の指又はこれらのいずれかの指を第 2 の指 F2 とすることもできる。

【0025】

さらに第 3 実施例では、スリット 33 が変形部 30 の全長に渡って直線状に形成される場合を示して説明したが、例えば略三角形は略扇形状に開口するスリット 33 としても良い。この場合、略三角形又は略扇形状からなるスリット 33 の頂点が容器本体 10 側の被係止部 14 よりも下方に配置する構成が好ましい。

20

【産業上の利用可能性】

【0026】

本発明の蓋付き容器は、蓋体を容器本体から取り外す際の操作性を向上させる容器の分野における用途展開をさらに広い領域で図ることができる。

【符号の説明】

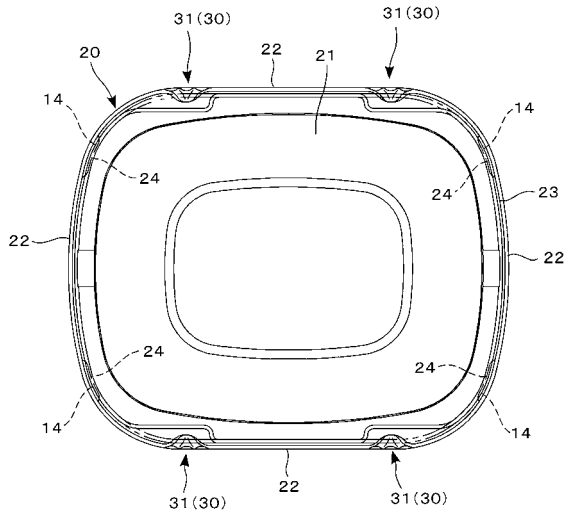
【0027】

10 : 容器本体
 10A : 開口端
 11 : 底壁
 12 : 容器側周壁
 13 : フランジ部
 14 : 被係止部
 20 : 蓋体
 21 : 頂壁
 22 : 蓋側周壁
 23 : 段差部
 24 : 係止部
 30 : 変形部
 31 : 蛇腹
 32 : 凹部
 33 : スリット
 A : 頂点
 BC : 底辺

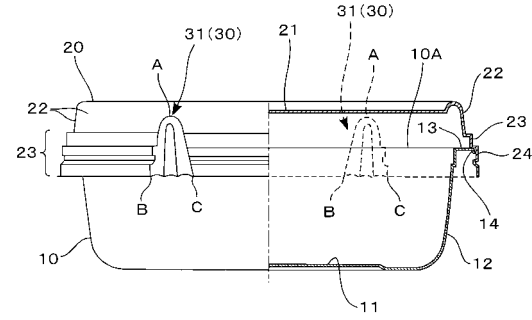
30

40

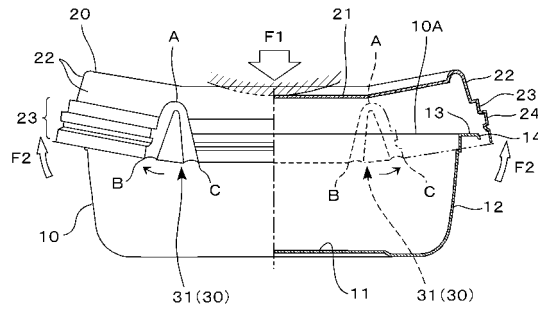
【図1】



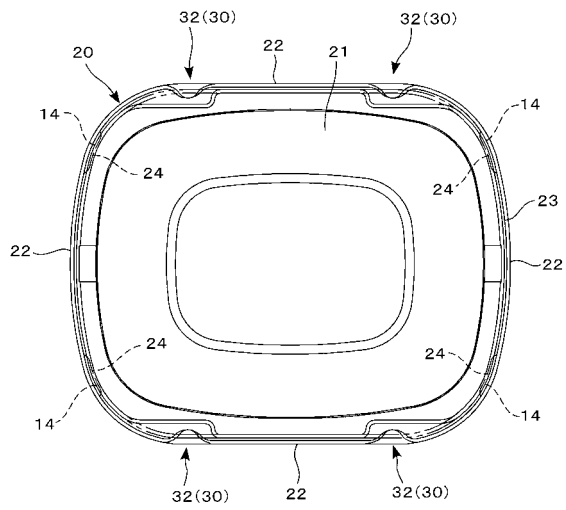
【図2】



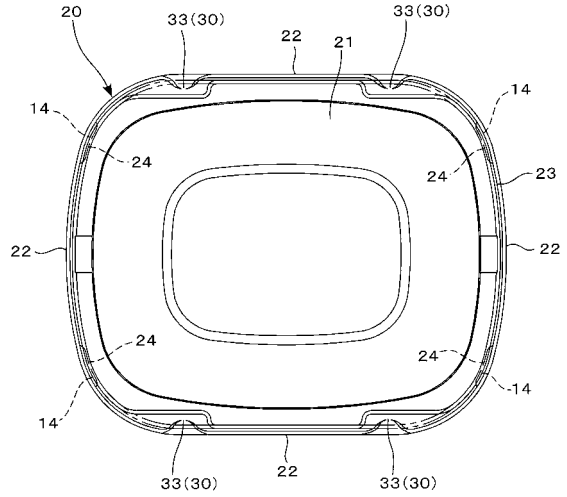
【図3】



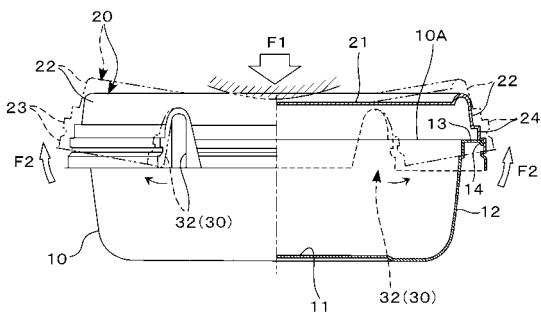
【図4】



【図6】



【図5】



【図7】

